

支 払 証 明 書

| 使 途 項 目 | 支 払 年 月 日 | 支 払 金 額 | 支 払 先 | 摘 要 |
|---------|-----------|---------|-------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 $\left(\begin{array}{l} \text{会派にあっては名称及び} \\ \text{代表者名、議員にあって} \\ \text{は議員名} \end{array} \right)$ ㊟

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書等の提出及び閲覧について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出及び閲覧については、なお従前の例による。

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(平成8年北海道監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

北海道監査委員 高 橋 由紀雄
 北海道監査委員 加 藤 唯 勝
 北海道監査委員 徳 永 光 孝
 北海道監査委員 宮 間 利 一

第5条第2項の表中運転技術員の項を削る。
 別表第2代表課長専決事項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを、2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

道 労 働 委 員 会 規 則

北海道労働委員会運営規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道労働委員会規則第1号

北海道労働委員会運営規則

(趣旨)
第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)に定めるもののほか、北海道労働委員会(以下「委員会」という。)の会議その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

- (定例総会等の開催日)
- 第2条** 労委規則第4条第1項の規定により招集する総会(以下「定例総会」という。)は、毎月第2及び第4金曜日に開催する。ただし、1月及び8月においては、第2金曜日に開催する。
- 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、前項に規定する開催日を変更することができる。
 - 労委規則第8条第1項の規定により招集する公益委員会議は、定例総会の開催日その他会長が必要と認める日に開催する。
(会長、会長代理等の選挙)

第3条 会長及び会長代理の選挙は、直接無記名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同数であるときは、くじで定める。

2 前項の選挙は、出席した委員の全員の同意があるときは、指名推薦の方法により行うことができる。

3 前2項の規定は、労働関係調整法（昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。）第22条に規定する調停委員会の委員長選挙及び労委規則第5条第7項に規定する小委員会の委員長選挙について準用する。

（総会の定足数）

第4条 総会は、労委規則第5条第1項各号に規定する付議事項がない場合は、委員の定数の過半数かつ使用者委員、労働者委員及び公益委員各1人以上の出席により、議事を開くことができるものとする。

（総会の公開）

第5条 労組法第21条第1項の規定による総会の公開は、当該総会に出席した委員の過半数の同意があった場合に行う。

（総会の議事録の承認）

第6条 労委規則第15条第2項の規定による総会の議事録の承認は、その総会に出席した使用者委員、労働者委員及び公益委員のうちから会長が指名した各1人の議事録署名委員の確認をもってこれに代えることができる。

（知事への報告）

第7条 会長は、次に掲げる事項について、知事に報告するものとする。

- (1) 総会経過概要
- (2) 公益委員会議経過概要
- (3) 労働争議調整の開始
- (4) 労調法第18条第5号の規定による調停並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律289号）第14条第5号の規定による調停及び同法第15条第5号の規定による仲裁の調整経過及び結果
- (5) その他会長が必要と認める事項

（会長への委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第1号

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（事務局に置かれた参事を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「前2条」を「第3条」に改める。

第6条中「及び第4条」を削る。

第7条中「から第5条まで」を「及び第5条」に改める。

第8条の見出し中「及び代決の順序」を削り、同条中「事務局次長が行い、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは、」を削る。

第13条第1項中「総務課」を「総務審査課」に、同条第3項中「総務課長」を「総務審査課長」に改める。

第15条中「総務課」を「総務審査課」に改める。

第24条第1項第2号中「他の課等」を「他の課」に、「当該課等」を「当該課」に改める。

第61条及び第62条第2項中「総務課長」を「総務審査課長」に改める。

別表第1の課長専決事項を次のように改める。

課 長 専 決 事 項

1 共通事項

- (1) 中央労働委員会又は知事に対する定例的報告に関すること。
- (2) 主管課長会議に関すること。
- (3) 軽易な通知、照会、回答に関すること。
- (4) 公文書の開示等に関する決定、通知等を行うこと。
- (5) 個人情報の開示等に関する決定、通知等を行うこと。

2 総務審査課長

- (1) あっせん員候補者の公示及び公表に関すること。
- (2) 臨検検査従事者証明書の交付に関すること。
- (3) 審査事件に関するもののうち、次の事項に関すること。

ア 担当職員の指名

イ 当事者の追加通知

ウ 審査の併合、分離の通知

エ 調査期日の通知

- オ 答弁書等の送付
- カ 証人等出頭命令等に係る審尋の通知
- キ 証人出頭命令等の審査申立書の送付
- ク 和解調書正本の送達
- ケ 執行文の送達
- コ 審問開始の通知
- サ 審問期日の通知
- シ 証人の呼出通知
- ス 審査非公開の通知
- セ 参与委員への通知
- ソ 審問再開の通知
- タ 再審査申立書の送付
- チ 初審記録の送付
- ツ 審問調書の閲覧の承認

3 調整課長

(1) 調整事件に関するもののうち、次の事項に関するもの。

- ア 担当職員の指名
- イ あっせん開始期日の通知
- ウ 調停関係当事者の意見聴取の通知
- エ 仲裁関係当事者の指名に係る代表委員の氏名の通知
- オ 代表委員等に対する仲裁委員会開催期日の通知

(2) 個別的労使紛争事件に関するもののうち、次の事項に関するもの。

- ア 担当職員の指名
- イ あっせん開始期日の通知

別表第2中 「 総 務 課 北労委総
 審 査 課 北労委審 」 を
 「 総務審査課 北労委総 」 に改める。

別表第3中「十二都道府県」を「十三都道府県」に、「12都道府県」を「13都道府県」に改める。

別記第14号様式中 「 総 務 課 長 」 を 「 総 務 審 査 課 長 」 に、 「 総 務 課 主 幹 」 を 「 総 務 審 査 課 主 幹 」 に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

北海道労働委員会訓令第2号

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程及び北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

(北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第1条 北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「委員会事務局総務課」を「委員会事務局総務審査課」に改める。

(北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部改正)

第2条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程(平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委員会事務局総務課」を「委員会事務局総務審査課」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。